

人 第 1 5 5 号
総 第 2 0 号
平成 2 5 年 3 月 2 5 日
(人事課・総務事務センター扱い)

各 課 (室) 長
各 出 先 機 関 の 長
各 種 委 員 (会) 事 務 局 長
県 議 会 事 務 局 長 } 殿

総 務 部 長

「宿泊料等の旅費の調整の取扱いについて」の一部改正について(通知)

このことについて、「宿泊料等の旅費の調整の取扱いについて(平成10年3月31日付人第199号・出会第112号総務部長・出納室長通知)」(以下「通知」という。)の一部を下記のとおり改正したので通知します。

記

1 改正の内容

通知中「1 宿泊料等の減額調整(1)」を次のとおり改める。

(1) 宿泊料又は日当(外国旅行に限る。)の減額調整

ア 朝食代、昼食代又は夕食代相当額の減額調整

出張先における会議、懇談会、昼食会等に係る飲食費について、次の(イ)に掲げる場合にあっては、宿泊料又は日当の支給額は、(イ)の算出方法により、減額した額とする。

(イ) 減額調整を行う場合

- a 旅費以外の予算費目により、本県の公金が別途支出される場合
- b 本県以外の機関又は団体から食事が提供される場合
- c 飲食費が運賃等に含まれる場合

(イ) 算出方法

a 宿泊料

減額調整後の宿泊料支給額＝宿泊料定額－朝食代又は夕食代相当額

b 日当

減額調整後の日当支給額＝日当定額－昼食代相当額

(注) 朝食代、昼食代又は夕食代相当額については、別表1から別表6までに掲げる額とする。

イ 宿泊料金相当額の減額調整

次の(イ)に掲げる場合に該当し、宿泊施設の宿泊料金を要しない旨職員から申出のある旅行については、当該旅行に係る宿泊料は、(イ)の算出方法により、減額した額とする。

(イ) 減額調整を行う場合

- a 出張先において職員の所有する住宅又は配偶者等親族の居住する住宅等に宿泊する場合
- b 業務又は移動中に午前0時を経過するが、宿泊施設への宿泊を要しない場合

(イ) 算出方法

減額調整後の宿泊料支給額＝宿泊料定額－宿泊料金相当額

(注1) 宿泊料金相当額については、別表7及び別表8に掲げる額とする。

(注2) 宿泊料金とは、宿泊に付随する奉仕料、冷暖房使用料、入湯税等の課税額を含む、いわゆる素泊まり料金をいうものとし、夕食代、朝食代、ルームサービスの料金等個人ごとに異なる料金は含まないものとする。(以下同じ。)

ウ 宿泊料の不支給

次に掲げる場合にあつては、宿泊料は支給しないものとする。

(ア) 出張に係る旅行の経費のうち、宿泊料金、夕食代及び朝食代に相当する費用すべてについて旅費以外の予算費目により、本県の公金が別途支出される場合

(イ) 出張に係る旅行の経費のうち、宿泊料金、夕食代及び朝食代に相当する費用すべてについて 本県以外の機関又は団体が支給又は負担する場合

通知中「3 運用上の留意事項(1)ア」を次のとおり改める。

ア 上記(1)ア(イ)及び(イ)に該当する場合には、具体的な程度や代金相当額等の確認が確実に可能である場合を除いて、宿泊料又は日当の額の減額調整を行う必要はないものとする。

別表4から6を次のとおり改める。

別表4 外国旅行における朝食代相当額

(単位：円)

区 分	宿 泊 料 定 額				朝 食 代 相 当 額			
	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地
7級以上	22,500	18,800	15,100	13,500	2,810	2,350	1,880	1,680
3級～6級	19,300	16,100	12,900	11,600	2,410	2,010	1,610	1,450
2級以下	16,100	13,400	10,800	9,700	2,010	1,670	1,350	1,210

区 分	減 額 後 の 支 給 額			
	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地
7級以上	19,690	16,450	13,220	11,820
3級～6級	16,890	14,090	11,290	10,150
2級以下	14,090	11,730	9,450	8,490

別表5 外国旅行における夕食代相当額

(単位：円)

区 分	宿 泊 料 定 額				夕 食 代 相 当 額			
	指 定 市 都 市	甲 地	乙 地	丙 地	指 定 市 都 市	甲 地	乙 地	丙 地
7 級以上	22,500	18,800	15,100	13,500	3,870	3,230	2,590	2,320
3級～6級	19,300	16,100	12,900	11,600	3,310	2,760	2,210	1,990
2 級以下	16,100	13,400	10,800	9,700	2,760	2,300	1,850	1,660

区 分	減 額 後 の 支 給 額			
	指 定 市 都 市	甲 地	乙 地	丙 地
7 級以上	18,630	15,570	12,510	11,180
3級～6級	15,990	13,340	10,690	9,610
2 級以下	13,340	11,100	8,950	8,040

別表6 外国旅行における昼食代相当額

(単位：円)

区 分	日 当 定 額				昼 食 代 相 当 額			
	指 定 市 都 市	甲 地	乙 地	丙 地	指 定 市 都 市	甲 地	乙 地	丙 地
7 級以上	7,200	6,200	5,000	4,500	3,600	3,100	2,500	2,250
3級～6級	6,200	5,200	4,200	3,800	3,100	2,600	2,100	1,900
2 級以下	5,300	4,400	3,600	3,200	2,650	2,200	1,800	1,600

区 分	減 額 後 の 支 給 額			
	指 定 市 都 市	甲 地	乙 地	丙 地
7 級以上	3,600	3,100	2,500	2,250
3級～6級	3,100	2,600	2,100	1,900
2 級以下	2,650	2,200	1,800	1,600

別表8を別表9とし、同表の前に次の表を加える。
 別表8 外国旅行における宿泊料金相当額

(単位：円)

区 分	宿 泊 料 定 額				宿 泊 料 金 相 当 額			
	指 定 市	甲 地	乙 地	丙 地	指 定 市	甲 地	乙 地	丙 地
7 級 以 上	22,500	18,800	15,100	13,500	15,820	13,220	10,630	9,500
3 級 ～ 6 級	19,300	16,100	12,900	11,600	13,580	11,330	9,080	8,160
2 級 以 下	16,100	13,400	10,800	9,700	11,330	9,430	7,600	6,830

区 分	減 額 後 の 支 給 額			
	指 定 市	甲 地	乙 地	丙 地
7 級 以 上	6,680	5,580	4,470	4,000
3 級 ～ 6 級	5,720	4,770	3,820	3,440
2 級 以 下	4,770	3,970	3,200	2,870

2 適用日

平成25年4月1日（ただし、別表4～6の改正については平成18年4月1日とする。）

○宿泊料等の旅費の調整の取扱いについて（通知）

平成10年3月31日 人第199号 出第112号
総務部長 出納室長

鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第26号。以下「旅費条例」という。）第30条第1項又は第2項の規定により、宿泊料等の旅費の調整については、「臨時職員の雇用手続等予算執行システムの改善方策等の実施について（平成8年10月30日付け人第116号人事課長通知）」で定めるほか、必要に応じて、旅行命令権者となる所属長から主務課長を経由して人事課長に合議の上、個別に決定してきましたが、このたび、事務処理の効率化と一層の適正化を図るため、平成10年4月1日以後の旅行命令から、下記のとおり取り扱うこととしましたので、適切に処理してください。

なお、これに伴い、「臨時職員の雇用手続等予算執行システムの改善方策等の実施について（平成8年10月30日付け人第116号人事課長通知）」の記の3(2)「食糧費等の支出に伴う旅費の調整」は削除します。

記

1 宿泊料等の減額調整

(1) 宿泊料又は日当（外国旅行に限る。）の減額調整

ア 朝食代、昼食代又は夕食代相当額の減額調整

出張先における会議、懇談会、昼食会等に係る飲食費について、次の(イ)に掲げる場合にあつては、宿泊料又は日当の支給額は、(イ)の算出方法により、減額した額とする。

(イ) 減額調整を行う場合

- a 旅費以外の予算費目により、本県の公金が別途支出される場合
- b 本県以外の機関又は団体から食事が提供される場合
- c 飲食費が運賃等に含まれる場合

(イ) 算出方法

a 宿泊料

減額調整後の宿泊料支給額＝宿泊料定額－朝食代又は夕食代相当額

b 日当

減額調整後の日当支給額＝日当定額－昼食代相当額

(注) 朝食代、昼食代又は夕食代相当額については、別表1から別表6までに掲げる額とする。

イ 宿泊料金相当額の減額調整

次の(イ)に掲げる場合に該当し、宿泊施設の宿泊料金を要しない旨職員から申出のある旅行については、当該旅行に係る宿泊料は、(イ)の算出方法により、減額した額とする。

(イ) 減額調整を行う場合

- a 出張先において職員の所有する住宅又は配偶者等親族の居住する住宅等に宿泊する場合
- b 業務又は移動中に午前0時を経過するが、宿泊施設への宿泊を要しない場合

(イ) 算出方法

減額調整後の宿泊料支給額＝宿泊料定額－宿泊料金相当額

(注1) 宿泊料金相当額については、別表7及び別表8に掲げる額とする。

(注2) 宿泊料金とは、宿泊に付随する奉仕料、冷暖房使用料、入湯税等の課税額を含む、いわゆる素泊まり料金をいうものとし、夕食代、朝食代、ルームサービスの料金等個人ごとに異なる料金は含まないものとする。(以下同じ。)

ウ 宿泊料の不支給

次に掲げる場合にあつては、宿泊料は支給しないものとする。

(イ) 出張に係る旅行の経費のうち、宿泊料金、夕食代及び朝食代に相当する費用すべてについて旅費以外の予算費目により、本県の公金が別途支出される場合

(イ) 出張に係る旅行の経費のうち、宿泊料金、夕食代及び朝食代に相当する費用すべてについて 本県以外の機関又は団体が支給又は負担する場合

(2) 鉄道賃等の減額調整

- ア 表彰等のために、小学校の児童に対し旅行依頼を行う場合において、鉄道賃の額が旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社（いわゆるJR）の子供運賃の額を超過するときには、鉄道賃の支給額は、子供運賃相当額とする。
- イ 会議や視察等に出席又は参加するための費用について、旅費以外の予算科目により、本県の公金が、別途、支給される場合で、当該公金が充てられる日費日に交通費が含まれている場合には、当該交通費に係る区間の鉄道賃、車賃、船賃又は航空賃は支給しないものとする。
- ウ 鹿児島県公用車管理規程（昭和44年鹿児島県訓令第2号）第12条の規定に基づき公務使用承認を受けた私有車に同乗する場合の旅行については、当該旅行に係る車賃又は鉄道賃は支給しないものとする。

(3) ホテルパック旅行に伴う航空賃の減額調整

航空賃と宿泊料金がセットになった旅行商品（いわゆるホテルパック）を利用した場合の航空賃については、次のとおりとする。

- ア ホテルパック料金が素泊まりの場合
ホテルパック料金から1泊につき6,000円を差し引いた額を航空賃とする。
航空賃=ホテルパック料金-6,000円×○泊
- イ ホテルパック料金に朝食代又は夕食代のいずれかが含まれている場合
ホテルパック料金から1泊につき6,000円及び別表1に掲げる朝食代相当額又は別表2に掲げる夕食代相当額の合計額を差し引いた額を航空賃とする。
航空賃=ホテルパック料金-6,000円×○泊-朝食代相当額又は夕食代相当額×○回
- ウ ホテルパック料金に朝食代及び夕食代の両方が含まれている場合
ホテルパック料金から1泊につき6,000円、別表1に掲げる朝食代相当額及び別表2に掲げる夕食代相当額の合計額を差し引いた額を航空賃とする。
航空賃=ホテルパック料金-6,000円×○泊-朝食代相当額×○回-夕食代相当額×○回

(4) 研修等の旅行に係る宿泊料等の減額調整

- ア 宿泊料の調整
宿泊料相当額=宿泊料(実費)+朝食代(実費又は別表1に掲げる朝食代相当額)+夕食代(実費又は別表2に掲げる夕食代相当額)
- イ 研修期間中の旅行諸雑費の減額調整
研修期間中の旅行諸雑費については、県内旅行・県外旅行を問わず県内旅行に係る旅行諸雑費(200円)を支給するものとする。ただし、県外旅行の場合で移動日に係る分は、県外旅行に係る旅行諸雑費(1,200円)を支給することとする。

(5) 着後手当の減額調整

着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。）を支給する場合（国内旅行に限る。）において、旅行者が新在勤地に到着後、直ちに職員のための公舎又は自宅等に入居した場合は、条例第20条第1項第1号に規定する旅行諸雑費定額の2日分及び条例別表第1の宿泊料定額の2夜分に相当する額を支給する。

2 宿泊料の増額調整

出張先において、公務の遂行上、やむを得ない事情により、宿泊施設の宿泊料金の額が宿泊料定額以上となる宿泊を行う場合は、宿泊料の支給額は、次の算出方法により、宿泊料金の額に別表1から別表6までに掲げる朝食代及び夕食代相当額を加えた額とする。ただし、朝食代及び夕食代については、旅費以外の予算費目により、本県の公金が、別途、支出される場合にあつては、朝食代又は夕食代相当額の加算は行わないものとする。

○ 増額調整後の宿泊料支給額=宿泊料金の額+朝食代及び夕食代相当額

3 運用上の留意事項

(1) 減額調整の場合

- ア 上記(1)ア(イ)及び(ロ)に該当する場合においては、具体的な程度や代金相当額等の確認が確実に可能である場合を除いて、宿泊料又は日当の額の減額調整を行う必要はないものとする。
- イ ホテルパックに係る航空賃については、職員からホテルパックの内容等が記載されている領収書を提出させるものとする。ただし、領収書にホテルパックの内容の記載がない場合にあつては、ホテルパックの内容が記載されたパンフレット等の写しを領収書と併せて提出させるものとする。
- ウ 研修に係る宿泊料の減額調整については、研修内容、実費額等がわかる研修要綱等を旅費請求書に添付するものとする。
- エ 着後手当については、職員から別表8「赴任旅行命令附属票」を提出させ、

「職員新在勤地到着年月日」と「職員新居住地入居年月日」が同日の場合は、調整を行うものとする。

(2) 増額調整の場合

ア 宿泊料の増額調整は、次に掲げる場合に限るものとする。

(ア) 知事，副知事，出納長，代表監査委員，人事委員会委員長又は県議会議員（以下「特定の特別職」という。）の出張に随行して旅行する職員（常勤及び非常勤の特別職を含む。以下同じ。）が，公務遂行の必要上，特定の特別職と同じ宿泊施設に宿泊する必要がある場合

(イ) 外国の訪問団や賓客等に随行して旅行する職員が，公務遂行の必要上，これらの者と同じ宿泊施設に宿泊する必要がある場合

(ウ) 本県以外の機関又は団体により，あらかじめ指定される宿泊施設に職員が宿泊せざるを得ない場合（あっせんの場合は除く。）

(エ) その他宿泊料の額を超える宿泊料金の支払が必要となる宿泊について，人事課長が公務の遂行上，やむを得ない事情があると認める場合

この場合，主務課長は，人事課長に合議するものとする。
なお，支庁にあっては，総務課長を経由して人事課長に協議するものとする。

イ 旅行命令票に会議開催の通知等用務の内容を明らかにした文書の写し等を添付することにより，公務の遂行上，やむを得ない事情により，その宿泊が必要となることを明確にするものとする。

ウ 宿泊料の増額調整に当たって，同一の宿泊施設に異なる宿泊料金の設定がある場合には，宿泊料金の額は，当日，利用することができる最下級の部屋料金の額を限度とする。ただし，特定の特別職に随行する国内旅行の場合にあっては，宿泊料金の額は，随行の対象となる特定の特別職の宿泊料定額の範囲内で，当日，利用することができる最下級の部屋の料金の額を限度とする。

エ 出張の開始前に，用務に係る通知又は旅行代理店の見積書等により，宿泊料金の額が宿泊料の額以上となることが明らかな場合には，増額調整後の宿泊料の支給額は，概算払により支給することができるものとする。この場合，出張終了後，職員に領収書（原本に限る。以下同じ。）を提出させたいうで，精算を行うものとする。

オ 概算払を行わなかった場合には，増額調整後の宿泊料は，出張終了後，職員に領収書を提出させたいうで，精算払により支給することができるものとする。この場合，旅行命令の変更は必要としない。

カ 精算に当たっては，旅行命令権者となる所属長は，旅行命令票及び旅費請求書の摘要欄に，「領収書により確認済」と表記したいうで，私印を押印するものとする。

4 調整の手続

ア 上記1の減額調整又は上記2の増額調整（上記3(2)ア(エ)に該当する場合を除く。）については，旅行命令権者となる所属長が決定するものとし，人事課長への合議は必要ないものとする。

イ 上記1の減額調整又は上記2の増額調整を行う場合には，旅行命令票及び旅費請求書の摘要欄に，次のとおり表示するものとする。

(ア) 減額調整の場合

平成10年3月31日付け総務部長・出納室長通知に基づく（宿泊料等減額調整を行う旅費の種類を記載。）減額調整 ▲

(イ) 増額調整の場合

平成10年3月31日付け総務部長・出納室長通知に基づく増額調整

ウ 職員に提出させた領収書は，旅行命令票に添付したいうで，5年間保存するものとする。

エ 上記1及び2に掲げる場合以外の旅費の支給については，調整の必要がある場合には，従来どおり，旅行命令権者となる所属長は，主務課長を経由して人事課長に合議の上，調整の決定を行うものとする。

なお，支庁にあっては，総務課長を経由して人事課長に協議するものとする。

別表1 国内旅行における朝食代相当額

(単位：円)

区分	宿泊料定額		朝食代相当額		減額後の支給額	
	甲地	乙地	甲地	乙地	甲地	乙地
9級以上	13,100	11,800	1,530	1,170	11,170	10,350
8級	12,000	10,800	1,500	1,350	10,500	9,450
7級以下	10,900	9,800	1,360	1,220	9,450	8,580

別表2 国内旅行における夕食代相当額

(単位：円)

区分	宿泊料定額		夕食代相当額		減額後の支給額	
	甲地	乙地	甲地	乙地	甲地	乙地
9級以上	13,100	11,800	2,250	2,020	10,850	9,780
8級	12,000	10,800	2,060	1,850	9,940	8,950
7級以下	10,900	9,800	1,570	1,380	9,030	8,120

別表3 ~~国内旅行における昼食代相当額~~ ⇒ 削除~~(単位：円)~~

区分	非当定額			昼食代相当額			減額後の支給額		
	1日当	1/2日当	1/3日当	1日当	1/2日当	1/3日当	1日当	1/2日当	1/3日当
9級以上	2,600	1,800	800	1,300	650	130	1,300	650	130
8級	2,400	1,200	800	1,200	600	100	1,200	600	100
7級以下	2,200	1,100	700	1,100	550	80	1,100	550	80

別表4 外国旅行における朝食代相当額

(単位：円)

区 分	宿 泊 料 定 額				朝 食 代 相 当 額			
	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地
7 級 以 上	22,500	18,800	15,100	13,500	2,810	2,350	1,880	1,680
3 級 ~ 6 級	19,300	16,100	12,900	11,600	2,410	2,010	1,610	1,450
2 級 以 下	16,100	13,400	10,800	9,700	2,010	1,670	1,350	1,210

区 分	減 額 後 の 支 給 額			
	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地
7 級 以 上	19,690	16,450	13,220	11,820
3 級 ~ 6 級	16,890	14,090	11,290	10,150
2 級 以 下	14,090	11,730	9,450	8,490

別表5 外国旅行における夕食代相当額

(単位：円)

区 分	宿 泊 料 定 額				夕 食 代 相 当 額			
	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地
7 級 以 上	22,500	18,800	15,100	13,500	3,870	3,230	2,590	2,320
3 級 ~ 6 級	19,300	16,100	12,900	11,600	3,310	2,760	2,210	1,990
2 級 以 下	16,100	13,400	10,800	9,700	2,760	2,300	1,850	1,660

区 分	減 額 後 の 支 給 額			
	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地
7 級 以 上	18,630	15,570	12,510	11,180
3 級 ~ 6 級	15,990	13,340	10,690	9,610
2 級 以 下	13,340	11,100	8,950	8,040

別表6 外国旅行における昼食代相当額

(単位：円)

区 分	口 当 定 額				昼 食 代 相 当 額			
	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地
7 級 以 上	7,200	6,200	5,000	4,500	3,600	3,100	2,500	2,250
3 級 ~ 6 級	6,200	5,200	4,200	3,800	3,100	2,600	2,100	1,900
2 級 以 下	5,300	4,400	3,600	3,200	2,650	2,200	1,800	1,600

区 分	減 額 後 の 支 給 額			
	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地
7 級 以 上	3,600	3,100	2,500	2,250
3 級 ~ 6 級	3,100	2,600	2,100	1,900
2 級 以 下	2,650	2,200	1,800	1,600

別表7 国内旅行における宿泊料金相当額

(単位：円)

区 分	宿 泊 料 定 額		宿 泊 料 金 相 当 額		減 額 後 の 支 給 額	
	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地
9 級 以 上	13,100	11,800	9,220	8,310	8,880	8,400
8 級	12,000	10,800	8,440	7,600	3,560	3,200
7 級 以 下	10,900	9,800	7,870	6,900	6,230	5,900

備考 出張地とは異なる市町村に宿泊する場合の宿泊料金相当額は、上記の規定にかかわらず、宿泊料定額の2分の1の額とする。

別表8 外国旅行における宿泊料金相当額

(単位：円)

区 分	宿 泊 料 定 額				宿 泊 料 金 相 当 額			
	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地
7 級 以 上	22,500	18,800	15,100	13,500	15,820	13,220	10,630	9,500
3 級 ～ 6 級	19,300	16,100	12,900	11,600	13,580	11,330	9,080	8,160
2 級 以 下	16,100	13,400	10,800	9,700	11,330	9,430	7,600	6,830

区 分	減 額 後 の 支 給 額			
	指 定 市 都	甲 地	乙 地	丙 地
7 級 以 上	6,680	5,580	4,470	4,000
3 級 ～ 6 級	5,720	4,770	3,820	3,440
2 級 以 下	4,770	3,970	3,200	2,870

別表 9

赴任旅行命令附属票						
(平成 年 月 日)						
氏 名		職 員 番 号				
旧 所 属 名		新 所 属 名				
旧居住地住所		新居住地住所				
職員新在勤地到着年月日		予	平成 年 月 日	決	平成 年 月 日	
職員新居住地入居年月日		定	平成 年 月 日	定	平成 年 月 日	
摘 要	<input type="checkbox"/> 航空機使用 (空港～ 空港) 航空機使用料金 円					
	<input type="checkbox"/> 高速船使用					
扶養親族 移転内訳	続柄	氏 名	生 年 月 日	続柄	氏 名	生 年 月 日
扶養親族新居住地入居年月日		平成 年 月 日				
備 考						

- * 1 この附属票は通勤赴任以外の赴任旅行の場合に作成する。
- * 2 「職員新在勤地到着年月日」と「職員新居住地入居年月日」が同日の場合は、着後手当は2日2夜に調整して支給する。
- * 3 「扶養親族新居住地入居年月日」は、運用指針第25条関係（扶養親族移転料）第3項の規定により支給する場合に記入する。

秘 書 課 長 }
会 計 課 長 } 殿

人 事 課 長

知事、副知事等の旅費の調整について（通知）

知事、副知事及び出納長の出張先における会議、懇談会又は昼食会等に係る飲食費について、交際費等の予算費目により県の公金が支出される場合にあっては、鹿児島県職員等の旅費に関する条例第30条第1項の規定に基づき減額調整を行っているところですが、知事、副知事等の給与等に関する条例の一部改正に伴い、宿泊料等の額が改正されたことから、減額調整の算出方法については以下のとおり改正しましたので、適切に処理してください。

なお、調整を行う場合は、旅行命令票及び旅費請求書の摘要欄に「平成〇年〇月〇日の宿泊料（日当）については、人事課長通知による30条調整」と記載することとし、人事課長への合議は、必要ありません。

1 国内旅行

(1) 朝食代相当額

減額調整後の宿泊料支給額＝宿泊料－宿泊料中の朝食代相当額

なお、宿泊料に含まれる朝食代相当額は、次の表に定める額とする。

(単位：円)

区 分	宿泊料定額		朝食代相当額		減額後の支給額	
	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地
知 事	14,800	13,300	1,850	1,660	12,950	11,640
副知事・出納長	13,100	11,800	1,630	1,470	11,470	10,330

(2) 夕食代相当額

減額調整後の宿泊料支給額＝宿泊料－宿泊料中の夕食代相当額

なお、宿泊料に含まれる夕食代相当額は、次の表に定める額とする。

(単位：円)

区 分	宿泊料定額		夕食代相当額		減額後の支給額	
	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地
知 事	14,800	13,300	2,540	2,280	12,260	11,020
副知事・出納長	13,100	11,800	2,250	2,020	10,850	9,780

2 外国旅行

(1) 朝食代相当額

減額調整後の宿泊料支給額＝宿泊料－宿泊料中の朝食代相当額

なお、宿泊料に含まれる朝食代相当額は、次の表に定める額とする。

(単位：円)

区 分	宿泊料定額				朝食代相当額			
	指定都市	甲 地	乙 地	丙 地	指定都市	甲 地	乙 地	丙 地
知 事	25,700	21,500	17,200	15,500	3,210	2,680	2,150	1,930
副知事・出納長	22,500	18,800	15,100	13,500	2,810	2,350	1,880	1,680

減額後の支給額			
指定都市	甲 地	乙 地	丙 地
22,490	18,820	15,050	13,570
19,690	16,450	13,220	11,820

(2) 昼食代相当額

減額調整後の日当支給額＝日当－日当中の昼食代相当額

なお、日当に含まれる昼食代相当額は、次の表に定める額とする。

(単位：円)

区 分	日 当 定 額				昼食代相当額			
	指定都市	甲 地	乙 地	丙 地	指定都市	甲 地	乙 地	丙 地
知 事	8,300	7,000	5,600	5,100	4,150	3,500	2,800	2,550
副知事・出納長	7,200	6,200	5,000	4,500	3,600	3,100	2,500	2,250

減額後の支給額			
指定都市	甲地	乙地	丙地
4,150	3,500	2,800	2,550
3,600	3,100	2,500	2,250

(3) 夕食代相当額

減額調整後の宿泊料支給額＝宿泊料－宿泊料中の夕食代相当額

なお、宿泊料に含まれる夕食代相当額は、次の表に定める額とする。

(単位：円)

区 分	宿泊料定額				夕食代相当額			
	指定都市	甲 地	乙 地	丙 地	指定都市	甲 地	乙 地	丙 地
知 事	25,700	21,500	17,200	15,500	4,420	3,690	2,950	2,660
副知事・出納長	22,500	18,800	15,100	13,500	3,870	3,230	2,590	2,320

減額後の支給額			
指定都市	甲 地	乙 地	丙 地
21,280	17,810	14,250	12,840
18,630	15,570	12,510	11,180

3 実施時期

平成17年4月1日以後の旅行から適用する。